

日用利便施設（日用品・食料品販売店舗、理・美容院、自動車修理工場等）

1 申請書	<table border="0"> <tr> <td>申請手数料</td> <td>法第 29 条</td> <td>法第 43 条</td> </tr> <tr> <td>0.1ha 未満</td> <td>13,000 円</td> <td>6,900 円</td> </tr> <tr> <td>0.1ha 以上 0.3ha 未満</td> <td>30,000 円</td> <td>18,000 円</td> </tr> <tr> <td>0.3ha 以上 0.6ha 未満</td> <td>65,000 円</td> <td>39,000 円</td> </tr> </table>	申請手数料	法第 29 条	法第 43 条	0.1ha 未満	13,000 円	6,900 円	0.1ha 以上 0.3ha 未満	30,000 円	18,000 円	0.3ha 以上 0.6ha 未満	65,000 円	39,000 円
申請手数料	法第 29 条	法第 43 条											
0.1ha 未満	13,000 円	6,900 円											
0.1ha 以上 0.3ha 未満	30,000 円	18,000 円											
0.3ha 以上 0.6ha 未満	65,000 円	39,000 円											
2 申立書	<p>日用利便施設についての調書</p> <p>※市街化調整区域内に施設を建設する理由（例、動機、営業方針等）</p> <p>※申請土地の選定理由及び市街化区域内に建設しない理由</p>												
3 位置図	<p>1/20,000 程度の都市計画図（とっとり市地図情報サービス等）</p> <p>※申請区域を赤色で表示してください。</p>												
4 区域図	<p>1/2,500 程度の都市計画図（とっとり市地図情報サービス等）</p> <p>※申請区域を赤色で表示してください。</p>												
5 現況図	<p>1/500 以上の地図（住宅地図等）</p> <p>※申請区域を赤色で表示してください。</p>												
6 公図の写し	<p>原本を添付</p> <p>※申請区域を赤色で表示してください。</p>												
7 敷地面積求積図	<p>地積測量図又は実測図等</p> <p>※原則、立会調書を添付してください。</p>												
8 土地登記簿謄本	申請土地に係るもの												
9 土地売買契約書の写し	<p>契約が未了であれば、地権者の同意書でも可</p> <p>※地権者の同意書の場合は印鑑証明書を添付してください。</p>												
10 住民票	法人の場合は登記事項証明書												
11 排水等同意書	<p>必要に応じて、土地改良区、水利組合長、実行組合長、地権者、鳥取県、鳥取市水道局、鳥取市（道路課、都市環境課、下水道経営課）等と協議してください。</p> <p>協議相手方の署名又は押印をもらってください。</p>												
12 他法令の許可書等	農地法（申請書の写し）、道路法、国有財産法等												

次項に続きます。次項もご確認ください。

13 現況写真	敷地境界線を赤線で記入してください。 撮影方向を番号や矢印などで図示してください。
14 予定建築物配置図	1/500 以上 以下を明示してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・方位、道路（道路名：法 42 条〇項〇号・幅員） ・水路、敷地境界線、道路境界線、道路後退線 ・規模（各階の延床面積、敷地面積、セットバック後の敷地面積）用途、構造 ・下水・雨水の排水計画、上水の配管図 ※公共枿及び雨水枿の位置（新設・既設別）、雨水の放流先を明示してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・雨水枿の構造図（泥溜め 150 mm以上を示す図面） ・敷地断面図（縦横断面図） ・構造物の配置図及び詳細図
15 予定建築物図面	平面図（建築・延床面積を明示） 立面図 建物求積図
16 開発行為及び建築に係る協議済証	開発行為及び建築について地域住民の方（町内会長、実行組合長等）と調整してください。
17 その他	半径 1km の範囲を明示し、市街化調整区域内の世帯数及び類似施設が確認できる図面 販売品目計画書、収支予算書、免許書等の写し、地区の要望書等（必要がある場合） 既設擁壁の構造、断面（根入れの記入）、写真 必要に応じて、計算書又は安全性を確認する書面 その他市長が認める必要な書類

注意) この他にも申請の内容により必要となる書類、記載すべき事項がある場合があります。

- 提出部数 2部（1部は原本、1部は写しで可。ただし、写真、図面等複写により見えにくいものは、原本と同一のもの）
- 申請書余白に申請に係る連絡先（氏名、電話番号）を記入

（配置図作成要領）

- 1 図面は A3 サイズとすること。（図面は A4 に折り込みすること）
- 2 申請敷地は赤色で表示すること。
- 3 排水系統は青色で表示すること。